

踐祚式

奉行職事被仰、左頭中將宗泰朝臣申領狀了云云、

〔代始和抄〕御讓位事

踐祚といふ事は、別して非常の時に立王の事、或は上皇の詔命などを以て行事也、嘉承二年堀河天皇崩御の時、鳥羽院の踐祚有しは、祖帝白河院の詔命をもて行はれしが如し、又久壽二年後白河院の踐祚、壽永二年後鳥羽院の踐祚等又これに同じ、其後元弘建武等劔璽なくして踐祚あり、皆壽永の例を用ゆ、承久三年後堀河院の踐祚は、天下擾亂によりて關東の沙汰として立王法皇の尊號の事ありし、めづらしかりし例也、觀應三年後光嚴院の御時は、節會の義なく、劔璽なく、上皇の詔命もなし、毎年新義をもて行はれし事ども也、いよゝ末代にはさのみあるべき事にこそ覺え侍れ、壽永には、左大臣經宗公次第を作り奉れり、宣命の詞には、太上法皇の詔旨のよしをのす、たゞし宣制の義におよばず、大臣陣にして大外記をめして中務につたへ給べきよしを仰するなり、

〔踐祚部類抄〕

宇多天皇

仁和三年八月廿六日踐祚新主宣耀殿、舊主仁壽殿、

上卿 太政大臣藤原朝臣基經公

劔璽使 公卿及少納言、左右近衛少將、將監以下主、鈴等、令

首書 廿六日、警固固關、廿七日戊辰、皇太子駕移御東宮、

後朱雀院

長元九年四月十七日乙丑、踐祚新主昭陽舍、舊主清涼殿、

固關警固節會等事無之遺詔、奏日有此兩條、如此時踐祚、無之、長元以來例也、被置藏人頭、